

大口町地域交通推進会議運賃部会の運用方針改正について

1 運用方針改正の背景について

大口町地域交通推進会議設置条例第9条に規定する運賃部会については、地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線に係る運賃についての協議を行う協議体として定義されています。

しかしながら、運賃部会で協議される事案において、特に軽微な事案に対しては、事務的・時間的な負担が見合っていないのが現状です。

このことについては、国土交通省も「運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。」との見解を示しています。

このことから、本町においても、運賃部会の開催を要しない事案について明確に定義し、効率的な運用を図るものです。

2 運用方針改正の概要

運賃部会の開催を要しない軽微な事案について、次に掲げる場合を定義します。

- (1) 均一制運賃を適用する路線において、停留所の新設若しくは変更又は路線の付け替え若しくは一部延伸があった場合であって、運賃に変更がない場合（ただし、競合する路線がある場合又は路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）
- (2) イベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- (3) 工事等により一時的に路線等を変更する場合
- (4) 新たな決済手段を追加する場合

3 その他

運用方針改正に係る協議が整った後、運賃部会の開催を要しない軽微な事案についての記述を追加するため、大口町地域交通推進会議設置条例の一部改正を行います。（12月議会定例会予定）

大口町地域交通推進会議設置条例 一部改正（案）【抜粋】

（運賃部会）

第9条 推進会議は、輸送サービスに係る運賃を協議するため、運賃部会を置く。

2 運賃部会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための輸送サービスに係る運賃に関すること。
- (2) その他運賃部会が必要と認めること。

3 前項に掲げる事項のうち、次に掲げる軽微な事案については、運賃部会を開催しないものとする。

(1) 均一制運賃を適用する路線において、停留所の新設若しくは変更又は路線の付け替え若しくは一部延伸が生じる場合であって、運賃に変更がない場合（ただし、競合する路線がある場合又は路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）

(2) イベント行事等に係る営業割引を実施する場合

(3) 工事等により一時的に路線等を変更する場合

(4) 新たな決済手段を追加する場合

~~3~~4 運賃部会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 大口町長又はその指名する者
- (2) 当該運賃を定めようとする一般旅客自動車運送事業者
- (3) 中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (4) 住民又は利用者の代表

~~4~~5 前項第1号に掲げる者は、第2項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

~~5~~6 運賃部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

~~6~~7 部会長は、運賃部会を代表し、部会務を総理する。

~~7~~8 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定した委員が部会長の職務を代理する。

~~8~~ 9 運賃部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

~~9~~ 1 0 運賃部会は、原則として公開とする。

~~1-0~~ 1 1 第8項第9項の規定にかかわらず、部会長は運賃部会を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合、書面を委員に回付し審議することをもって運賃部会に代えることができる。

~~1-1~~ 1 2 部会長は、運賃部会での協議結果を、速やかに推進会議会長に報告するものとする。

~~1-2~~ 1 3 前項までに定めるもののほか、運賃部会に関し必要な事項は、部会長が運賃部会に諮って定める。